

平成30年度(第8回)施設園芸技術指導士資格試験実施要領

平成29年12月12日
施設園芸技術者研修及び
資格認定委員会

1. 試験目的

施設園芸技術指導士（以下、指導士という。）にふさわしい知識・技術の習得がなされているか、指導者としての適性があるか等を審査する。

2. 試験方法

筆記試験及び面接試験による。筆記試験は択一式とし、50問を出題する。面接試験は複数の試験委員による面接方式とする。

筆記試験の解答時間は1時間50分とし、その出題範囲は施設園芸技術中級講座（以下、中級講座という。）の講義内容及び「施設園芸・植物工場ハンドブック」の記載内容からとする。面接時間は1人約15分とする。

3. 実施時期

平成30年11月1日（木）

4. 実施場所

東京都内とする。

5. 受験資格

施設園芸技術指導士補（以下、指導士補という。）の資格を有し、かつ実務経験が6年以上である者とする。

6. 受験申込み

受験申込みは、施設園芸に関する実務経験年数がわかる職歴等を記入した所定の申込書による。

また、申込み時に指導士資格取得後の抱負等を記した事前レポートを提出する。レポートについては、A4：1枚（1,000字）程度とし、施設園芸に対する真摯な姿勢で記載するものとする。

7. 受験料

協会会員、行政関係、学校関係：30,000円

会員外企業、一般：40,000円

8. 資格授与の可否

筆記及び面接試験の結果を踏まえ、資格認定委員会で資格授与の可否を決定する。資格授与者に対しては資格認定証及び資格登録証を交付する。

9. 資格登録料 30,000円

10. 指導士補資格の更新処置

指導士補資格の有効期限が1年未満の者が不合格となった場合には、指導士補資格を5年間延長（自動更新）する。この場合、更新料（資格登録料）は徴収しない。